

説明者ハ別冊ノ會則修正案ニ基イテ助證的説明ヲ加ヘタ
質 問

金子（關東金屬）

「現行規約第四條「内地及殖民地ニ於ケル産業別職業別及官同組合ヲ以テ組織ス」トアルノヲ今回ノ改正規約ニヨレバ削除サレテアルガソノ理由ハ如何」

松尾中央委員

「現行規約制定當時ハ殖民地ニ於ケル組合員ハ獨立シテ組合ヲ組織スルコトガ出來ナカツタガ今日ニ於テハ朝鮮労働總同盟臺灣労働總同盟ガ創立サレテアルカラ組合員ヲ評議會内ノ構成分子トスル必要ガナイ様ニ進ンデキタカラデアル」

長谷川（大阪金屬）

「組合大會ガ全國大會前タルコトヲ要ストアルガソノ理由如何」

松尾